

○国土交通省令第七十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十九条第一項前段（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）、第二十七条第一項、第三十六条第一項及び第七十条並びに関係法律の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和二年九月四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）
）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 建築主が講ずべき措置等

第一節 第三節 (略)

第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明
(第二十一条の二―第二十一条の四)

第五節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置
(第二十二条)

第六節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置
(第二十二条の二)

第二章 第五章 (略)

附則

(適合判定通知書又はその写しの提出)

第六条 (略)

一 (略)

二 法第三十五条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第二十五条第二項(第二十八条において読み替えて準用する場合を含む。)

()の通知書又はその写し及び第二十三条第一項若しくは第二十七条の申請書の副本又はその写し

三 (略)

(建築物の建築に関する届出)

第十二条 法第十九条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書(同条第一項前段の建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に住戸が

改正前

目次

第一章 建築主が講ずべき措置等

第一節 第三節 (略)

第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置
(第二十二条)

第五節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置
(第二十二条の二)

第二章 第五章 (略)

附則

(適合判定通知書又はその写しの提出)

第六条 (略)

一 (略)

二 法第三十条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第二十五条第二項(第二十八条において読み替えて準用する場合を含む。)

()の通知書又はその写し及び第二十三条第一項若しくは第二十七条の申請書の副本又はその写し

三 (略)

(建築物の建築に関する届出)

第十二条 法第十九条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書(同条第一項前段の建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に住戸が

含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書、その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

(い)	図書の種類	明示すべき事項
(略)	配置図	(略)
(略)	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別	(略)
(は)	(略)	(略)
(ろ)	(略)	(略)

2 (略)

3 法第十九条第一項後段の規定による変更の届出をしようとする者は、別記様式第二十三による届出書の正本及び副本に、それぞれ第一項に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。

4 (略)

(建築物の建築に関する届出に係る特例)
 第十三条の二 (略)

3 法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、第十二条第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。

図書の種類 明示すべき事項

含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書、その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

(い)	図書の種類	明示すべき事項
(略)	配置図	(略)
(略)	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	(略)
(は)	(略)	(略)
(ろ)	(略)	(略)

2 (略)

3 法第十九条第一項後段の規定による変更の届出をしようとする者は、別記様式第二十三による届出書の正本及び副本に、それぞれ前項に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。

4 (略)

(建築物の建築に関する届出に係る特例)
 第十三条の二 (略)

3 法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、第十二条第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。

図書の種類 明示すべき事項

(略)	(略)
配置図	(略)
(略)	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別
4	(略)
5	(略)
6	(略)

(評価の申請)

第十九条 法第二十四条第一項の評価（次節を除き、以下単に「評価」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

- 一・二 (略)

第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

(小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明)

第二十一条の二 法第二十七条第一項の規定により小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価及び説明を行うおうとする建築士は、当該小規模建築物の工事が着手される前に、当該評価及び説明を行わなければならない。

(書面の記載事項)

第二十一条の三 法第二十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十七条第一項の規定による説明の年月日
- 二 説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 小規模建築物の所在地

(略)	(略)
配置図	(略)
(略)	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
4	(略)
5	(略)
6	(略)

(評価の申請)

第十九条 法第二十四条第一項の評価（以下単に「評価」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

- 一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 四 小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合するか否かの別
- 五 小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあっては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置
- 六 小規模建築物の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- 七 建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所別の別

(評価及び説明を要しない旨の意思の表明)

第二十一条の四 法第二十七条第二項の意思の表明(以下この条において単に「意思の表明」という。)は、小規模建築物の建築に係る設計を行う建築士(第四号において単に「建築士」という。)に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

- 一 意思の表明の年月日
- 二 意思の表明を行った建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 法第二十七条第一項の規定による評価及び説明を要しない小規模建築物の所在地
- 四 建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

第五節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置

第二十二条 法第三十条第五項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二によるものとする。

(新設)

第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置

第二十二条 法第二十八条第五項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二によるものとする。

第六節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置

第二十二條の二 法第三十三條第五項において準用する法第十七條第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二の二によるものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)

第二十三條 法第三十四條第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十二條第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

2	・	3	(略)	(い)	図書の種類	明示すべき事項
					設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が法第三十五條第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
			(は)	(略)	(略)	(略)
			(ろ)	(略)	(略)	(略)

第五節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置

第二十二條の二 法第二十八條の四第五項において準用する法第十七條第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二の二によるものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)

第二十三條 法第二十九條第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十二條第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

2	・	3	(略)	(い)	図書の種類	明示すべき事項
					設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が法第三十條第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
			(は)	(略)	(略)	(略)
			(ろ)	(略)	(略)	(略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

第二十四条 法第三十四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(熱源機器等)

第二十四条の二 法第三十四条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 法第三十四条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(自他供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等)

第二十四条の三 法第三十四条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

2 法第三十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十三条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一～三 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第二十五条 所管行政庁は、法第三十五条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を申請者に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

第二十四条 法第二十九条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(熱源機器等)

第二十四条の二 法第二十九条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 法第二十九条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(自他供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等)

第二十四条の三 法第二十九条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

2 法第二十九条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十三条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一～三 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第二十五条 所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第三十四による通知書に第二十三条第一項の申請書の副本（法第三十五条第五項の場合にあつては、第二十三条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十六条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第二十七条 法第三十六条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十三条第一項に規定する図書（法第三十四条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあつては、第二十四条の三第二項各号に掲げる図書を含む。）のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第二十三条第一項の表中「法第三十五条第一項第一号」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号」とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知）

2 前項の通知は、別記様式第三十四による通知書に第二十三条第一項の申請書の副本（法第三十条第五項の場合にあつては、第二十三条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十六条 法第三十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第二十七条 法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十三条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知）

第二十八条 第二十五条の規定は、法第三十六条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第四項」とあるのは「別記様式第三十六」と、「法第三十五条第五項」とあるのは「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第五項」と読み替えるものとする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請)

第三十条 法第四十一条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条第一項の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

2・3 (略)

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知)

第三十一条 所管行政庁は、法第四十一条第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 (略)

(表示等)

第三十二条 法第四十一条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 法第四十一条第三項の表示は、別記様式第三十九により行うものと

第二十八条 第二十五条の規定は、法第三十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第三十四」とあるのは「別記様式第三十六」と、「法第三十条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請)

第三十条 法第三十六条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条第一項の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

2・3 (略)

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知)

第三十一条 所管行政庁は、法第三十六条第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 (略)

(表示等)

第三十二条 法第三十六条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 法第三十六条第三項の表示は、別記様式第三十九により行うものと

する。

(立入検査の証明書)

第三十三条 法第四十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第四十によるものとする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請)

第三十四条 法第四十四条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者(法人にあつては、その役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。))の氏名及び略歴(申請者が建築物関連事業者(法第四十六条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。))の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。))である場合にあつては、その旨を含む。第六十五条第四号において同じ。)を記載した書類

五・六 (略)

七 申請者が法第四十五条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第四十五条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

九～十二 (略)

(心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者)

第三十四条の二 法第四十五条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たつて必要な認知

する。

(立入検査の証明書)

第三十三条 法第三十八条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第四十によるものとする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請)

第三十四条 法第三十九条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者(法人にあつては、その役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。))の氏名及び略歴(申請者が建築物関連事業者(法第四十一条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。))の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。))である場合にあつては、その旨を含む。第六十五条第四号において同じ。)を記載した書類

五・六 (略)

七 申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第四十条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

九～十二 (略)

(心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者)

第三十四条の二 法第四十条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、

、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項)

第三十五条 法第四十六条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一(三) (略)

(公示事項)

第三十六条 法第四十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出)

第三十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十七条第二項の規定により法第四十六条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第四十三による届出書に第三十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新)

第三十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十四による申請書に第三十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 (略)

(承継の届出)

第三十九条 法第四十九条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第

判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項)

第三十五条 法第四十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一(三) (略)

(公示事項)

第三十六条 法第四十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出)

第三十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十二条第二項の規定により法第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第四十三による届出書に第三十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新)

第三十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十三条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十四による申請書に第三十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 (略)

(承継の届出)

第三十九条 法第四十四条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第

四十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第四十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十七による事業相統同意証明書及び戸籍謄本

三 法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第四十八による事業相統証明書及び戸籍謄本

四 法第四十九条第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第四十九条第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第四十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

第四十条 法第五十条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二 (略)

(講習事務規程)

第四十七条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

四十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第四十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十七による事業相統同意証明書及び戸籍謄本

三 法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第四十八による事業相統証明書及び戸籍謄本

四 法第四十四条第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第四十四条第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第四十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

第四十条 法第四十五条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二 (略)

(講習事務規程)

第四十七条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一〇九 (略)
- 十 財務諸表等（法第五十四條第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十九條第二項各号の請求の受付に関する事項
- 十一〇十四 (略)

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第四十九條 (略)

- 2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二 (略)

- 三 財務諸表等が電磁的記録（法第五十四條第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 (略)

3 (略)

（判定の業務の実施基準）

- 第五十六條 法第五十二條第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇五 (略)

（判定業務規程）

- 第五十七條 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十三條第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一〇九 (略)
- 十 財務諸表等（法第四十九條第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十九條第二項各号の請求の受付に関する事項
- 一一〇十四 (略)

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）
第四十九條 (略)

- 2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二 (略)

- 三 財務諸表等が電磁的記録（法第四十九條第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 (略)

3 (略)

（判定の業務の実施基準）

- 第五十六條 法第四十七條第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇五 (略)

（判定業務規程）

- 第五十七條 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八條第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十三条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第五十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一〇九 (略)

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十四条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第五十五条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三 (略)

4 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五十八条 法第五十四条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第五十九条 法第五十四条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第五十四条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 (略)

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第四十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一〇九 (略)

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第五十条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三 (略)

4 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五十八条 法第四十九条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第五十九条 法第四十九条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第四十九条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 (略)

2 (略)

(帳簿)

第六十条 法第五十五条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第五十五条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 (略)

(書類の保存)

第六十一条 法第五十五条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第一条第一項及び第二条第一項に規定する書類(非住宅部分に限る。)とする。

2・3 (略)

(立入検査の証明書)

第六十二条 法第五十八条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第五十三によるものとする。

(判定の業務の休廃止の届出)

第六十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十九条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(帳簿)

第六十条 法第五十条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第五十条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 (略)

(書類の保存)

第六十一条 法第五十条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第一条第一項及び第二条第一項に規定する書類(非住宅部分に限る。)とする。

2・3 (略)

(立入検査の証明書)

第六十二条 法第五十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第五十三によるものとする。

(判定の業務の休廃止の届出)

第六十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十四条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(判定の業務の引継ぎ等)

第六十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(国土交通大臣が法第六十条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であった者。次項において同じ。)は、法第五十九条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 法第五十五条第一項の帳簿を国土交通大臣に、同条第二項の書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。

三 (略)

2 (略)

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請)

第六十五条 法第六十一条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一六 (略)

七 申請者が法第四十五条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第四十五条第三号及び法第六十二条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 (略)

十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第六十四条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十一 (略)

(心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者)

(判定の業務の引継ぎ等)

第六十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(国土交通大臣が法第五十五条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であった者。次項において同じ。)は、法第五十四条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 法第五十条第一項の帳簿を国土交通大臣に、同条第二項の書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。

三 (略)

2 (略)

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請)

第六十五条 法第五十六条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一六 (略)

七 申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第四十条第三号及び第五十七条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 (略)

十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第五十九条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十一 (略)

(心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者)

第六十五条の二 法第六十二条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項)

第六十六条 法第六十三条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(公示事項)

第六十七条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る事項の変更の届出)

第六十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第二項の規定により法第六十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第五十六による届出書に第六十五条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新)

第六十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において準用する法第四十八条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第五十七による申請書に第六十五条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 (略)

第六十五条の二 法第五十七条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項)

第六十六条 法第五十八条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(公示事項)

第六十七条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る事項の変更の届出)

第六十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十二条第二項の規定により法第五十八条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第五十六による届出書に第六十五条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新)

第六十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第五十七による申請書に第六十五条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 (略)

(承継の届出)

第七十条 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第五十八による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第五十九による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第六十による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第六十一による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第六十二による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(評価の業務の実施基準)

第七十一条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十

(承継の届出)

第七十条 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第五十八による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第五十九による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第六十による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第六十一による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第六十二による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(評価の業務の実施基準)

第七十一条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十

二条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇五 (略)

(評価業務規程)

七十二條 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一條第二項において読み替えて準用する法第五十三條第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第六十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一條第二項において準用する法第五十三條第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第六十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第六十一條第二項において読み替えて準用する法第五十三條第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第六十一條第二項において準用する法第五十四條第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第六十一條第二項において読み替えて準用する法第五十五條第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三 (略)

4 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第七十三條 法第六十一條第二項において準用する法第五十四條第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第七十四條 法第六十一條第二項において準用する法第五十四條第二項

七条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇五 (略)

(評価業務規程)

七十二條 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六條第二項において読み替えて準用する法第四十八條第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第六十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六條第二項において準用する法第四十八條第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第六十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第五十六條第二項において読み替えて準用する法第四十八條第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十六條第二項において準用する法第四十九條第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第五十六條第二項において読み替えて準用する法第五十條第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三 (略)

4 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第七十三條 法第五十六條第二項において準用する法第四十九條第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第七十四條 法第五十六條第二項において準用する法第四十九條第二項

第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 (略)

(帳簿)

第七十五条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 (略)

(書類の保存)

第七十六条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 (略)

(帳簿)

第七十五条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 (略)

(書類の保存)

第七十六条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2・3 (略)

(立入検査の証明書)

第七十七条 法第六十一条第二項において準用する法第五十八条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第六十五によるものとする。

(評価の業務の休廃止の届出)

第七十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十九条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第六十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(評価の業務の引継ぎ)

第七十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(国土交通大臣が法第六十五条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であった者)は、法第六十六条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三 (略)

(国土交通大臣が行う評価の手数料)

第八十条 法第六十七条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

2 法第六十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第六十六条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の手数料の額は、申請一件につき四十

2・3 (略)

(立入検査の証明書)

第七十七条 法第五十六条第二項において準用する法第五十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第六十五によるものとする。

(評価の業務の休廃止の届出)

第七十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十四条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第六十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(評価の業務の引継ぎ)

第七十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(国土交通大臣が法第六十条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であった者)は、法第六十一条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三 (略)

(国土交通大臣が行う評価の手数料)

第八十条 法第六十二条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

2 法第六十二条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第六十一条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の手数料の額は、申請一件につき四十

一万円とする。

(権限の委任)

第八十二条 法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第五十三條第三項、法第五十六条、法第五十七条、法第五十八条第一項及び法第六十条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

様式第三 (第四条第一項第一号関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

(略)

様式第四 (第四条第一項第二号関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

様式第六 (第四条第三項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

一万円とする。

(権限の委任)

第八十二条 法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十八條第三項、法第五十一条、法第五十二条、法第五十三條第一項及び法第五十五条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

様式第三 (第四条第一項第一号関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

(略)

様式第四 (第四条第一項第二号関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

様式第六 (第四条第三項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

<p>下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第1項第3号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第12条第5項の規定により通知します。</p> <p>(略)</p>	<p>下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第3号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第12条第5項の規定により通知します。</p> <p>(略)</p>
<p>様式第七 (第五条第一項第一号関係) (日本産業規格A列4番) (略)</p>	<p>様式第七 (第五条第一項第一号関係) (日本産業規格A列4番) (略)</p>
<p>下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第1項第3号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。</p> <p>(略)</p>	<p>下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第3号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。</p> <p>(略)</p>
<p>様式第八 (第五条第一項第二号関係) (日本産業規格A列4番) (略)</p>	<p>様式第八 (第五条第一項第二号関係) (日本産業規格A列4番) (略)</p>
<p>別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第1項第3号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p>	<p>別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第3号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p>
<p>様式第十 (第五条第三項関係) (日本産業規格A列4番) (略)</p>	<p>様式第十 (第五条第三項関係) (日本産業規格A列4番) (略)</p>
<p>下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第1項第3号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第2項において読み替えて適用する同法第12条第5項の規定により通知します。</p>	<p>下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第3号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第2項において読み替えて適用する同法第12条第5項の規定により通知します。</p>

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>様式第十三 (第七条第三項関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>	<p>様式第十三 (第七条第三項関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>
<p>下記の計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第 2 条第 1 項第 3 号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。 (略)</p>	<p>下記の計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第 2 条第 3 号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。 (略)</p>
<p>様式第十四 (第七条第三項関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>	<p>様式第十四 (第七条第三項関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>
<p>別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第 2 条第 1 項第 3 号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。 (略)</p>	<p>別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第 2 条第 3 号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。 (略)</p>
<p>様式第十六 (第七条第三項関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>	<p>様式第十六 (第七条第三項関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>
<p>下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第 2 条第 1 項第 3 号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、<u>同法第 13 条第 6 項</u>の規定により通知します。 (略)</p>	<p>下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第 2 条第 3 号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、<u>同法第 13 条第 6 項</u>の規定により通知します。 (略)</p>
<p>様式第十七 (第七条第四項関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>	<p>様式第十七 (第七条第四項関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>
<p>下記の計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第 2 条第 1 項第 3 号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。</p>	<p>下記の計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第 2 条第 3 号</u>の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。</p>

(略)

様式第十八 (第七条第四項関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(略)

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

様式第二十 (第七条第四項関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(略)

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第 15 条第 2 項において読み替えて適用する同法第 13 条第 6 項の規定により通知します。

(略)

様式第二十一 (第十条関係) (日本産業規格 A列 7 番)

(略)

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第 1 項、第21条第 1 項、第30条第 4 項、第33条第 4 項若しくは第43条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(略)

様式第十八 (第七条第四項関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(略)

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(略)

様式第二十 (第七条第四項関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(略)

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第 15 条第 2 項において読み替えて適用する同法第 13 条第 6 項の規定により通知します。

(略)

様式第二十一 (第十条関係) (日本産業規格 A列 7 番)

(略)

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第 1 項、第21条第 1 項、第28条第 4 項、第28条の 4 第 4 項若しくは第38条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第二十六（第十五条及び附則第二条第六項関係）（日本産業規格A列7番）

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第21条 (略)

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 附則第3条 (略)

様式第三十二（第二十二条関係）（日本産業規格A列7番）

(表)

年 月 日 交付第 号 (使用期限1年)

職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第5項において準用する同法第17条第2項の規定による

様式第二十六（第十五条及び附則第二条第六項関係）（日本産業規格A列7番）

(略)
(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第21条 (略)

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、第28条の4第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 附則第3条 (略)

様式第三十二（第二十二条関係）（日本産業規格A列7番）

(表)

年 月 日 交付第 号 (使用期限1年)

職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第28条第5項において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

発行者 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第30条 (略)

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十二の二 (第二十二條の二關係) (日本産業規格 A列 7番)
(表)

年 月 日 交付第 号 (使用期限 1年)

職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条第5項
において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

発行者 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第28条 (略)

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、第28条の4第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十二の二 (第二十二條の二關係) (日本産業規格 A列 7番)
(表)

年 月 日 交付第 号 (使用期限 1年)

職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第28条の4第
5項において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

発行者 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第33条 (略)

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十三 (第二十三条第一項関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(第一面)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (以下「法」という。) 第34条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

- 1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用

立 入 検 査 証

発行者 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第28条の4 (略)

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、第28条の4第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十三 (第二十三条第一項関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(第一面)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第29条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

- 1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用

途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

(略)
【16. 確認の特例】
法第35条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(略)

(注意)

1. 各面共通関係

- ① (略)
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1)・(2) (略)
 - (3)申請建築物 法第34条第3項に規定する申請建築物
 - (4)他の建築物 法第34条第3項に規定する他の建築物
- ③ (略)
2. (略)
3. 第二面関係
 - ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～⑦ (略)

4. 第三面関係

①～⑨ (略)

⑩ 【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第40条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項

途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

(略)
【16. 確認の特例】
法第30条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(略)

(注意)

1. 各面共通関係

- ① (略)
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1)・(2) (略)
 - (3)申請建築物 法第29条第3項に規定する申請建築物
 - (4)他の建築物 法第29条第3項に規定する他の建築物
- ③ (略)
2. (略)
3. 第二面関係
 - ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～⑦ (略)

4. 第三面関係

①～⑨ (略)

⑩ 【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第35条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項

第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下⑩において同じ。）の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑪・⑫ (略)

5. 第四面関係

① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならぬ場合のみ、記載してください。

②・③ (略)

6. ・ 7. (略)

様式第三十四 (第二十五条第二項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第35条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

(※) は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下⑩において同じ。）の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑪・⑫ (略)

5. 第四面関係

① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならぬ場合のみ、記載してください。

②・③ (略)

6. ・ 7. (略)

様式第三十四 (第二十五条第二項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第30条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

(※) は、法第30条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

<p>様式第三十五 (第二十七条関係) (日本産業規格 A 列 4 番) (略)</p> <p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (以下「法」という。) <u>第36条第1項</u>の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(略) (注意)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 4 欄には、非住宅建築物、住宅又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部(住戸の部分)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部(非住宅部分)」のチェックボックスに、建築物エネルギー消費性能向上計画に<u>法第34条第3項</u>に規定する他の建築物に係る事項を記載する場合は「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」に、「✓」マークを入れてください(複数選択可)。</p> <p>※ 「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号の非住宅建築物をいい、「住宅」は同項第2号の住宅をいい、「複合建築物」は同項第1号の複合建築物をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。)以外の住宅をいいます。</p>	<p>様式第三十五 (第二十七条関係) (日本産業規格 A 列 4 番) (略)</p> <p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> <u>第31条第1項</u>の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(略) (注意)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 4 欄には、非住宅建築物、住宅又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部(住戸の部分)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部(非住宅部分)」のチェックボックスに、建築物エネルギー消費性能向上計画に<u>法第29条第3項</u>に規定する他の建築物に係る事項を記載する場合は「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」に、「✓」マークを入れてください(複数選択可)。</p> <p>※ 「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号の非住宅建築物をいい、「住宅」は同項第2号の住宅をいい、「複合建築物」は同項第1号の複合建築物をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。)以外の住宅をいいます。</p>
<p>様式第三十六 (第二十八条関係) (日本産業規格 A 列 4 番) (略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第36条第1項</u>の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について</p>	<p>様式第三十六 (第二十八条関係) (日本産業規格 A 列 4 番) (略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第31条第1項</u>の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について</p>

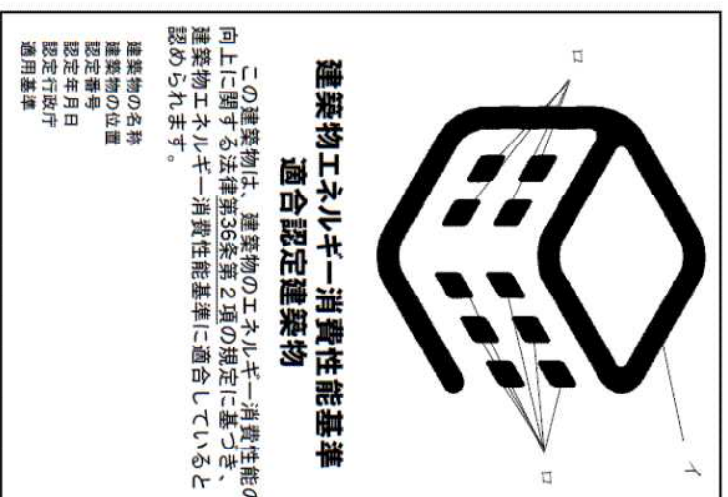
<p>、同条第2項において準用する同法第35条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。</p> <p>(略)</p> <p>(※) は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項</u>において準用する<u>同法第35条第4項</u>において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。</p>	<p>、同条第2項において準用する同法第30条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。</p> <p>(略)</p> <p>(※) は、<u>法第31条第2項</u>において準用する<u>法第30条第4項</u>において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。</p>
<p>様式第三十七 (第三十条第一項関係) (日本産業規格A列4番)</p> <p>(第一面)</p> <p>(略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(略)</p>	<p>様式第三十七 (第三十条第一項関係) (日本産業規格A列4番)</p> <p>(第一面)</p> <p>(略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(略)</p>
<p>様式第三十八 (第三十一条第二項関係) (日本産業規格A列4番)</p> <p>(略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定により申請のあった建築物について、同条第2項の規定に基づき認定したので通知します。</p> <p>(略)</p>	<p>様式第三十八 (第三十一条第二項関係) (日本産業規格A列4番)</p> <p>(略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定により申請のあった建築物について、同条第2項の規定に基づき認定したので通知します。</p> <p>(略)</p>
<p>様式第三十九 (第三十二条第二項関係) (日本産業規格A列4番)</p>	<p>様式第三十九 (第三十二条第二項関係) (日本産業規格A列4番)</p>



(備考) (略)

様式第四十 (第三十三条関係) (日本産業規格 A 列 7 番)
(表)

年	月	日	交付第	号 (使用期限 1 年)
職	名	氏	名	生 年 月 日



(備考) (略)

様式第四十 (第三十三条関係) (日本産業規格 A 列 7 番)
(表)

年	月	日	交付第	号 (使用期限 1 年)
職	名	氏	名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第2項
において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名)

印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第43条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第41条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第四十一 (第三十四条関係) (日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条第2項
において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名)

印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第38条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第36条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、第28条の4第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第四十一 (第三十四条関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第44条に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

(略)

様式第四十三 (第三十七条関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(略)

下記のとおり、

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 判定の業務を行う事務所の所在地
 - (3) 適合性判定員の氏名
 - (4) 役員の氏名 (届出者が法人である場合に限る。)
 - (5) 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
 - (6) 判定の業務を行う区域
- を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第47条第2項の規定に基づき、届け出ます。

(略)

様式第四十四 (第三十八条第一項関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第48条第1項の登録の更新を受けたいので、同条第2項において準用する同法第44条の規定に基づき、申請します。

(略)

様式第四十五 (第三十九条関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第49条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

(略)

様式第四十三 (第三十七条関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(略)

下記のとおり、

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 判定の業務を行う事務所の所在地
 - (3) 適合性判定員の氏名
 - (4) 役員の氏名 (届出者が法人である場合に限る。)
 - (5) 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
 - (6) 判定の業務を行う区域
- を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条第2項の規定に基づき、届け出ます。

(略)

様式第四十四 (第三十八条第一項関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第1項の登録の更新を受けたいので、同条第2項において準用する同法第39条の規定に基づき、申請します。

(略)

様式第四十五 (第三十九条関係) (日本産業規格 A列 4 番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第44条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十一 (第五十七条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)
(略)

判定業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53条第1項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十二 (第五十七条第二項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)
(略)

判定業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53条第1項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十三 (第六十二条関係) (日本産業規格 A 列 7 番)
(表)

年	月	日	交付第	号	(使用期限 1 年)
職	名	氏	名	生	年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第58条第2項において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(略)

様式第五十一 (第五十七条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)
(略)

判定業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第48条第1項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十二 (第五十七条第二項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)
(略)

判定業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第48条第1項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十三 (第六十二条関係) (日本産業規格 A 列 7 番)
(表)

年	月	日	交付第	号	(使用期限 1 年)
職	名	氏	名	生	年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53条第2項において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

発行者 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第58条 (略)

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第58条第1項(第61条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第58条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第五十四 (第六十三条関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第59条第1項の規定に基づき、判定の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十五 (第六十五条関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第1項に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。(略)

発行者 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)

第53条 (略)

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第53条第1項(第56条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第53条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第五十四 (第六十三条関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第54条第1項の規定に基づき、判定の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第五十五 (第六十五条関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第1項に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。(略)

<p>様式第五十六 (第六十八条関係) (日本産業規格 A 列 4 番) (略)</p>	<p>下記のとおり、</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 評価の業務を行う事務所の所在地</p> <p>(3) 評価員の氏名</p> <p>(4) 役員の氏名 (届出者が法人である場合に限る。)</p> <p>(5) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名</p> <p>(6) 評価の業務を行う区域</p> <p>を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第2項において準用する同法第47条第2項の規定に基づき、届け出ます。</p> <p>(略)</p>	<p>様式第五十六 (第六十八条関係) (日本産業規格 A 列 4 番) (略)</p>	<p>下記のとおり、</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 評価の業務を行う事務所の所在地</p> <p>(3) 評価員の氏名</p> <p>(4) 役員の氏名 (届出者が法人である場合に限る。)</p> <p>(5) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名</p> <p>(6) 評価の業務を行う区域</p> <p>を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、届け出ます。</p> <p>(略)</p>
<p>様式第五十七 (第六十九条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番) (略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第2項において準用する同法第48条第1項の登録の更新を受けたいので、同法第61条第2項において読み替えて準用する同法第48条第2項において準用する同法第44条の規定に基づき、申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>様式第五十七 (第六十九条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番) (略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において準用する同法第43条第1項の登録の更新を受けたいので、同法第56条第2項において読み替えて準用する同法第43条第2項において準用する同法第39条の規定に基づき、申請します。</p> <p>(略)</p>		
<p>様式第五十八 (第七十条関係) (日本産業規格 A 列 4 番) (略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第2項において準用する同法第49条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p>	<p>様式第五十八 (第七十条関係) (日本産業規格 A 列 4 番) (略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において準用する同法第44条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p>		
<p>様式第六十三 (第七十二条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)</p>	<p>様式第六十三 (第七十二条第一項関係) (日本産業規格 A 列 4 番)</p>		

(略)

評価業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第2項において読み替えて準用する同法第53条第1項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第六十四 (第七十二条第二項関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

評価業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第2項において準用する同法第53条第1項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第六十五 (第七十七条関係) (日本産業規格A列7番)

(表)

年 月 日 交付第 号 (使用期限 1年)			
職 名	氏 名	生 年 月 日	

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第2項において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(略)

評価業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において読み替えて準用する同法第48条第1項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第六十四 (第七十二条第二項関係) (日本産業規格A列4番)

(略)

評価業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において準用する同法第48条第1項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(略)

様式第六十五 (第七十七条関係) (日本産業規格A列7番)

(表)

年 月 日 交付第 号 (使用期限 1年)			
職 名	氏 名	生 年 月 日	

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

発行者 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)
第58条 (略)
第61条 (略)

2 第47条第1項及び第48条の規定は登録について、第47条第2項及び第3項、第49条並びに第51条から第59条までの規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第58条第1項 (第61条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第58条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第六十六 (第七十八条関係) (日本産業規格A列4番)
(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第61条第2項において準用する同法第59条第1項の規定に基づき、評価の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。
(略)

発行者 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 (略)
第53条 (略)
第56条 (略)

2 第42条第1項及び第43条の規定は登録について、第42条第2項及び第3項、第44条並びに第46条から第54条までの規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第53条第1項 (第56条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第53条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第六十六 (第七十八条関係) (日本産業規格A列4番)
(略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において準用する同法第54条第1項の規定に基づき、評価の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。
(略)

（建築士法施行規則の一部改正）

第二条 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(帳簿の備付け等及び図書の保存) 第二十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所^{に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書}(第三号ロにあつては、受領した図書)のうち次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二十七条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める図書</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十七条第一項の規定による評価及び説明を行った場合 同項に規定する書面</p> <p>ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十七条第二項の意思の表明があつた場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第二十一条の四に規定する書面</p> <p>5 (略)</p>
改正前	<p>(帳簿の備付け等及び図書の保存) 第二十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二十四条の四第二項に規定する建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるものは、建築士事務所^{に属する建築士が建築士事務所の業務として作成した図書}のうち次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>

(建築基準法施行規則の一部改正)

第三条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(完了検査申請書の様式)</p> <p>第四条 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項の規定が適用される場合にあつては、同法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同条第二項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第二号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第三十六条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）</p> <p>ハ (略)</p> <p>五～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4） (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p>	<p>(完了検査申請書の様式)</p> <p>第四条 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項の規定が適用される場合にあつては、同法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同条第二項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第二号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第三十一条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）</p> <p>ハ (略)</p> <p>五～七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4） (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p>

3. 第二面関係

①～⑨ (略)

⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が300平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかなる場合は、記入する必要はありません。

⑪ (略)

4. ～7. (略)

3. 第二面関係

①～⑨ (略)

⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が2,000平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかなる場合は、記入する必要はありません。

⑪ (略)

4. ～7. (略)

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

		(長期優良住宅建築等計画の認定の申請) 第二条 法第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請をしようとする者は、第一号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(以下「添付図書」と総称する。)を添えて、所管行政庁に提出するものとする。ただし、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に於いて、その必要がないときは、同表に掲げる図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。	
2・3 (略)	(略)	図書の種類 (略)	明示すべき事項 (略)
		配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第二号に規定する空気調和設備等をいう。)及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能(同号に規定するエネルギー消費性能をいう。)の向上に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。)の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置

改正前

		(長期優良住宅建築等計画の認定の申請) 第二条 法第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請をしようとする者は、第一号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(以下「添付図書」と総称する。)を添えて、所管行政庁に提出するものとする。ただし、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に於いて、その必要がないときは、同表に掲げる図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。	
2・3 (略)	(略)	図書の種類 (略)	明示すべき事項 (略)
		配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第二号に規定する空気調和設備等をいう。)及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能(同号に規定するエネルギー消費性能をいう。)の向上に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。)の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置

附 則

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、第一条中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の二第三項の改正規定は、公布の日から施行する。